

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの基本は、お客様に信頼される企業経営の推進にあると考えております。

また経営環境の変化に応じた経営組織の整備や法令・定款の遵守、経営意思決定のスピード化、合理化に最大限の努力し、企業価値の一層の向上を図っております。

このことを経営における重要な課題であると認識し、下記のような理念・方針のもと会社運営をいたしております。

【基本理念】

『オンリー・ワン』

当社は、「オンリー・ワン」企業を目指し、「新5S」の活動を通してお客様満足度を高めます。

【基本方針】

『お客様満足度を高める新5S』

当社は、お客様満足度を高め、「オンリー・ワン」企業となるため、「新5S」を掲げております。

Smile（お客様・従業員の笑顔）

Safety（安心・安全性の向上）

Specialty（競争力の強い独自の瓦製品や技術）

Slim（スリムな財務体質）

Speed（経営のスピード化）

【品質方針】

『すべてはお客様のために』を实践するため、当社は品質方針を定めております。

「顧客に喜ばれ信頼される商品を提供します」

1. 何事にもお客様の意見を大切に行動します。

1. 何事にもチャレンジ精神をもって行動します。

1. 何事にも迅速確実に行動します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新東株式会社	617,739	14.85
有限会社マルイシ	195,000	4.68
石川 大輔	190,500	4.58
石川 達也	184,500	4.43
岡崎信用金庫	183,000	4.40
瀬下 信行	151,000	3.63
石岡 真千子	135,600	3.26
三菱UFJ信託銀行株式会社	130,871	3.14
石川 富子	121,320	2.91
新東社員持株会	114,000	2.74

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査・内部統制監査の内容について、会計監査人より説明を受けるとともに、情報の交換を行う等、連携を図っております。また監査室より監査結果の報告を受け、社内の情報収集に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大須賀 清	他の会社の出身者													
西垣 誠	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大須賀 清	○	金融機関経験者	[社外監査役招聘理由] 金融機関における長年の経験と知識を有しているため [独立役員指定について] 過去において当社の主要取引銀行である岡崎信用金庫に勤務しておりましたが、退職後15年程度経過していること、平成9年の社外取締役就任の経緯が当該信用金庫からの推薦によるものではないこと等を鑑み、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、当監査役を独立役員に指名いたしております。
西垣 誠	○	弁護士	[社外監査役招聘理由] 法律の専門家としての経験と知識を有しているため [独立役員指定について] また、同氏は当社の顧問弁護士事務所である入谷法律事務所の弁護士であります。取引額は軽微であることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、当監査役を独立役員に指名いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、業績の向上と株主への利益還元を優先的にを行うことを第一と考え、経営努力をいたしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告に取締役および監査役に支払った報酬、その他職務執行の対価を掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は、取締役会の事務局でもある管理部が適正に行なっております。
また、監査室とも連携し、当社の課題や懸案事項等の伝達を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状体制の概要

当社は、取締役5名、監査役3名(うち社外監査役2名)の体制を採っております。前述「現状の体制を採用している理由」に記載のとおり、毎月の定時取締役会の他、さらに経営環境の急激な変化に対応するため、随時、各種会議を開催しております。

(2) 監査役の機能強化に向けた取り組み

監査役は、取締役会をはじめとする各種会議に出席し、当社の課題や懸案事項等の情報を収集し、適正に監視および助言をしております。
また、監査室および内部統制担当チームが綿密に情報交換をして、適正に監査業務が遂行できる体制を整えております。

(3) 公認会計士の状況

会計監査は、有限責任監査法人の監査を受けております。当事業年度における業務の執行公認会計士は、鈴木晴久、神野敦生の2名および補助者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「管理部」・「営業部」・「東京支店」および「生産部」の4部門体制を採用し、より戦略的かつ機動的な意思決定が行われるよう努めております。また第三者的見地からのチェック機能を重視しており、経験豊富な社外監査役を2名招聘し、経営状況等を監視しております。
また常勤監査役と監査室が適宜情報交換をして、十分な情報の下、監査役会を開催しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当者を管理部に置き、適正な情報開示等や当社の周知に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

【内部統制システムに関する新東グループの基本方針】

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業環境の激変に的確に対応し、お客様や社会からの期待に応える企業として成長すべく、日常の行動の考え方の基準となる「新東企業行動憲章」を定めます。当グループの役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスを実践し、企業倫理を形成することにより、組織・個人が一体となりコンプライアンスに取り組むことといたします。

(2) 当社は、代表取締役直轄の組織として監査室を設けております。監査室長は、監査役と連携のもと、計画に基づいて定期的に監査業務を行っており、各部署において適正に職務執行されていることを確認の上、社長に報告しております。

(3) 当社は、コンプライアンスに関する相談窓口を監査室に設置しております。また「公益通報者保護規程」を制定し、通報した人が不利益を受けないことを保証しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱い、法令や社内規程に基づき、文書等の保管を行います。

(2) 文書管理規程、ITに関する規程等は、必要に応じて適時見直しをいたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、想定されるあらゆるリスクの洗い出しを行い、リスクを軽減するような対策に最大限努めます。

(2) 諸規程の改廃や新たな規程の制定等、社内規程の整備が適切に行われる体制を整えます。

(3) 有事の際は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止めるよう危機管理体制を整備いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。またその運用に関しては、「取締役会規程」を制定し、適正に運用しております。

(2) 業務遂行を円滑に行うため、部長会や全社会議等重要会議体を設け、経営判断が的確かつ迅速に行える体制を構築しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うことといたします。

6. 監査役を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補佐は、監査室との緊密な連携をもって行うことを基本方針といたします。なお、当該使用人が必要となる場合は、これを配置し、評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

7. 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、もしくはこれによらず重要な事項について、速やかに監査役へ報告するものとします。

(2) 監査役は、重要な意思決定や業務執行等の状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて、意見・質問を述べます。

(3) 代表取締役は、監査役との意見交換を定期的に行います。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適正な提出に向け、有効かつ適切な内部統制の構築を行い、また継続的に評価、見直しをし、適正な運用を図ることといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社及び当グループは、「新東企業行動憲章 6. 人権の尊重および反社会的勢力への対応」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を示しております。

【反社会的勢力排除に向けた体制】

当社及び当グループは、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした姿勢で対応し、問題が生じた場合は、顧問弁護士や所轄警察署等と連携して対処いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当該事項が発生した場合は、速やかに公表することとし、株主の皆様が不測の不利益を被ることのないよう取締役会において慎重に対応策を審議いたします。また専門家の意見を聴取し、適法かつ相当と認められる対抗措置をとるものとしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向け、社内体制の強化を図るとともに、社員教育の充実・経営の健全化をより一層高めてまいります。